

改正案	現行
	<p>一 <u>テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）を行う基幹放送局</u></p> <p>1 <u>無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条第二項に規定する同条第一項の規定を適用することが困難又は不合理であるテレビジョン放送を行う基幹放送局の送信設備及び同令第三十七条の四第二項に規定する総務大臣が別に告示する標準テレビジョン放送を行う基幹放送局の送信設備は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>電波伝搬の特性上閉鎖的であり、かつ、狭小な区域を対象として放送事業者のテレビジョン放送（デジタル放送を除く。）を受信し、そのすべての放送番組を同時に再送信する送信設備であつて、空中線電力が〇・一ワット以下のもの</u></p> <p>2 <u>前号の送信設備の技術的条件は次のとおりとする。</u></p> <p>(一) <u>空中線電力の許容偏差</u></p> <p><u>映像送信設備については上限五〇パーセント下限五〇パーセントであり、音声送信設備については(二)に掲げる条件により定まる値を超えないものであること。</u></p> <p>(二) <u>音声送信設備の実効輻射電力</u></p> <p><u>映像送信設備の実効輻射電力の四パーセント以上五〇パーセント以下であること。</u></p> <p>二 <u>テレビジョン放送（デジタル放送に限る。）を行う基幹放送局</u></p>

1 地上基幹放送局の送信設備

空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの

2 技術的条件

1 空中線電力の許容偏差

上限 (パーセント)	下限 (パーセント)
五〇	五〇

2 周波数の許容偏差

二〇 kHz

1 無線設備規則第十四条第二項に規定する同条第一項の規定を適用することが困難又は不合理であるテレビジョン放送を行う基幹放送局の送信設備及び同令別表第一号注二十一ただし書に規定する同注(3)に掲げるものであって総務大臣が別に告示する基幹放送局の送信設備は、次のとおりとする。

他の基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う基幹放送局（テレビジョン放送のうちデジタル放送を行うものに限る。）の送信設備であつて、空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの

2 前号の送信設備の技術的条件は次のとおりとする。

(一) 空中線電力の許容偏差

上限五〇パーセント下限五〇パーセントであること。

(二) 周波数の許容偏差

二〇 kHz 以内であること。